

いいの事務所 ニュース

Iino Management & Labor Consulting Office

2015/10/10

VOL.56

● 昨年定期監督等を実施した事業場の72.8%に違反(東京労働局)

東京労働局管内18労働基準監督署が、2014年に実施した定期監督等の結果について、以下の通り発表しました。

- 1 実施件数 7,570件
- 2 違反事業場数 5,513件
 - ①労働時間 2,066件
 - ②割増賃金 1,681件
 - ③安全基準 1,224件
- 3 違反率 72.8% 前年は、71.1%

引き続き、労働時間に関連する違反件数が多いようです。労働時間の違反とは、**36協定の届出がないまま、時間外労働を行わせている**または、**36協定の限度時間を超える時間外労働を行わせている**ものをいいます。

労基署対策の第一歩は、36協定の遵守が重要となります。11月は「過重労働解消キャンペーン」が実施されることから違反の内容、改善が求められます。

● 半数の企業が年間総実労働時間を「短縮していく」

労働政策研究・研修機構の調査によると、『年間総実労働時間』の今後の方向性について、「現状通りで良い」が約半数(49.2%)となっているものの、「短縮していく」とする企業も半数弱(49.2%)みられています。

短縮の具体的な方法としては、「所定外労働時間の短縮」(79.7%)、「年次有給休暇の取得率の引き上げ」(47.2%)「多様な労働時間制度の導入」が続いています。

また、正社員の働き方を多様化・柔軟化することについては、41.6%の企業が「賛成(どちらかというとな賛成を含む)」としており、その方法について「フレックスタイム制」(32.6%)、「短時間正社員制度」(29.2%)、「朝方勤務」(20.4%)、「在宅勤務」(11.7%)の順に「今後検討の余地が

ある」と回答しています。

なお、同機構の別の調査によると、「残業時間の長い社員が早く昇進している」と答えた企業は4.8%となっており、**企業の長時間労働への評価は低い**ことが明らかとされています。一方で、働く時間が長い労働者ほど「自分の仕事の効率性は高い」と答えており、企業と労働者の意識にギャップがあることが分かっています。

今後、労働生産性を高めるためにも企業には『労働時間の削減』が課題となってくるでしょう。そのために必要なこととして企業が考えている事として、「仕事内容の見直し(無駄な業務の削減)」、「仕事の進め方の見直し(決済プロセスの簡素化、会議の短縮化)」が挙げられています。

● 「907円」に！東京都最低賃金が変わります。

最低賃金が変更となっています。

東京都においては、2015年10月1日から「907円」に改定されています。最低賃金は、都道府県ごとに決められており(地域別最低賃金)、東京都最低賃金であれば、東京都内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用され、同最低賃金額以上の賃金を支払わない使用者は最低賃金法第4条違反として罰則の対象となります。

ただし、次の金額は、最低賃金に算入されません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ③ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

なお、派遣中の労働者については、**派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用**されます。

● マイナンバー「導入チェックリスト」

いよいよ、マイナンバーの通知が始まります。各企業における準備状況はそれぞれのようにですが、少なくとも以下の点については急ぎ対応が必要となっています。

- 従業員にマイナンバーが何に使うものなのかなど基本的な情報の周知はしていますか。
- 従業員からの収集の時期、方法についての取り決めはできていますか。
- マイナンバーを取扱う業務の洗い出し、取扱う担当者(部署)を決めていますか。
- マイナンバーを記載された書類を保管するための鍵の掛かる書庫等の準備はできていますか。
- ウィルス対策ソフトを最新版に更新するなどのセキュリティ対策を行っていますか。
- シュレッダー等マイナンバーを破棄するための手段は講じていますか。
- 従業員への取扱い等に関する研修の準備はできていますか。
- 就業規則の変更、特定個人情報取扱規程の策定はできていますか。

なお、従業員の方には「通知カード」を受領後、できるだけ「個人番号カード」を申請して頂けるようご案内ください。申請は任意とはなっていますが、「本人確認書類」として利用できるだけでなく今後は、e-Taxでの利用等用途が広がることが予想されます。

個人番号カードの申請は、無料で郵送またはオンラインで申請できます。受け取りは、2016年1月以降、ご本人が市区町村の窓口でとなっています。



● 「特定個人情報取扱規程」の策定

特定個人情報を取扱うに当たって、「安全管理措置」として何をしなければならないのかについて、特定個人情報保護委員会が「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を公表しており、民間企業は、このガイドラインを遵守する体制を構築しなければなりません。この中で特定「個人情報取扱規程」の策定は義務であるとされています。

「特定個人情報取扱規程」は、以下の①～⑤の「管理段階」ごとに、取扱方法、責任者・事務取扱担当者及びその任務等について定めます。

また、具体的に定める事項については、管理段階ごとにそれぞれ、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を織り込むことが重要とされています。

- ① 取得する段階
- ② 利用を行う段階
- ③ 保存する段階
- ④ 提供を行う段階
- ⑤ 削除・廃棄を行う段階

なお、中小規模事業者（従業員数100人以下）においては取扱規程等の策定は義務ではありませんが、少なくとも以下の事項について行う必要があるとされています。

- ① 特定個人情報等の取り扱い等を明確化する。
- ② 事務取扱担当者の変更となった場合、確実な引継ぎを行い、責任ある立場の者が確認する。

当事務所所においては、マイナンバー対策として、「特定個人情報取扱規程」の策定、就業規則の変更、従業員への研修等を実施しています。